

平成29年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 1 4 日 (火 曜 日)

議 事 日 程 (第 2 号)

第 1 西原眞衣議員に対する懲罰の件について

第 2 一般質問

追加第 1 発議第 2 号 西原眞衣議員に対する再懲罰動議について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 2 まで

追加日程第 1 発議第 2 号 西原眞衣議員に対する再懲罰動議について

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 眞 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 眞 衣 君
17 番	橋 本 保 君	18 番	酒 井 祥 成 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危 機 管 理 課 長	野 村 和 弘 君

企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農 林 水 産 課 長	長 谷 部 卓 也 君
商 工 観 光 課 長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町 民 環 境 課 長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健 康 福 祉 課 長	山 本 康 雄 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学 校 教 育 課 長	杉 野 雅 彦 君
生 涯 学 習 課 長	辻 本 明 文 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 谷 久 美 君	政 策 監	田 辺 卓 君

大正地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	山 脇 一 生 君	町 民 生 活 課 長	佐 々 木 優 子 君
-------------------	-----------	-------------	-------------

十和地域振興局

局 長 兼 地 域 振 興 課 長	竹 本 英 治 君	町 民 生 活 課 長	林 久 志 君
-------------------	-----------	-------------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより平成29年第1回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、西原真衣議員に対する懲罰の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原真衣君の退場を求めます。

〔16番西原真衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） この議案につきましては、四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長堀本伸一君。

○四万十町議会懲罰特別委員長（堀本伸一君） それでは、代表して、私のほうから報告をさせていただきます。

平成29年3月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長堀本伸一。

審査結果報告書。

平成29年3月8日付で、四万十町議会会議規則第111条第1項の規定により、懲罰の審査の付託を受けた件について、次のとおりご報告をいたします。

1、懲罰審査対象の議員、西原真衣。

2、懲罰審査請求の対象となる理由。個人情報保護の観点から全会一致で秘密会とした平成28年5月26日の第3回四万十町議会政治倫理審査会（第1号）の議事内容を、平成28年11月に、自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の町民に配布した西原議員の行為は、四万十町議会会議規則第97条、秘密の保持に抵触し、四万十町議会の秩序維持と品位の保持の観点から、懲罰を求めるものである。

3、審査の結果。四万十町議会政治倫理審査会（第1号）で決定した秘密会の議事内容を、議員以外の不特定多数の町民に漏らしたことは事実であり、西原議員の行為は、秘密の保持に抵触し、懲罰に該当することから、公開の議場における陳謝を科すことに決定し

た。

なお、議会の使命と議員の職責・規律に鑑みて、審査委員会の設置経過等、詳細は次のとおりであります。

初めに、議会の使命と議員の職責・規律。

四万十町議会は、町民から直接選ばれ、町民全体の代表者として、18人の議員で構成される合議体であり、その意思は会議における議決の形であらわされる。また、議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を置き、さらに今回のような特定の事件等について調査、審査をするための委員会等の設置ができることとなっている。議会や委員会の会議においては、議会の秩序を保持し、公正にして能率的な会議運営が行われるよう、地方自治法、四万十町議会会議規則、四万十町議会委員会条例に規定されている。

議会の会議は、公開されるのが原則であるが、例外として秘密会がある。その秘密会については、四万十町議会会議規則第97条第2項で、秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないと規定されており、もしこれに違反すれば、議員は懲罰に科されるということでございます。

#### 1、懲罰特別委員会（第1号）の設置。

本委員会は、平成29年3月8日付で、町議会議員8人の連署により、西原眞衣議員に対する懲罰動議が提出をされ、議長指名により、懲罰特別委員会（第1号）が設置された。その後、8人で構成する四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）を同日招集し、委員長、副委員長の互選を行った。

#### 2、審査の経過。

本委員会は、審査に付された事項が、議員以外に漏らしてはならない秘密会の議事内容を、議員以外の不特定多数の町民に漏らしたことが事実であるかどうか。また、これが秘密の保持に抵触し、懲罰を科すべきかについて審査を行った。

第1回懲罰特別委員会（第1号） 平成29年3月8日水曜日。8人全員出席。

審査の内容を確認し、全員が適当と判断すると共に、懲罰審査対象者に、一身上の弁明を求めるか否かの採決を行い、弁明を許可することに決定した。次回の審査会では、懲罰審査対象者に出席を求め、審査内容の事実関係の聞き取り調査を行い、秘密の保持に抵触するかの内容を精査し、①懲罰に科すべきか否かの審査と、科すべきと判断された場合は、②どの懲罰を科すのかの審査を行うこととした。

第2回懲罰特別委員会（第1号） 平成29年3月9日木曜日。8人全員出席。

懲罰審査対象者西原議員に、審査内容の事実関係の聞き取り調査を行うため出席を求めたが、西原議員は出席を拒否した。その後、西原議員が、平成28年5月26日の第3回四万十町議会政治倫理審査会（第1号）の議事内容を、平成28年11月に自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の町民に配布したのか審議を行った。

配布した事実は、議会の全員協議会や本会議で、既に本人は認めた発言をしており、審議の焦点は秘密会の議事内容を漏らしているかという点であったが、これについては、地方自治法第104条に議事の解釈があります。その議事とは、議事の整理、会議の宣告、議事日程の決定、議案の朗読、提案理由説明、委員長報告、質疑、討論、採決を言います。今回の件については、これに抵触していることを確認し、懲罰を科すべきと、全会一致で可決をした。

次に、地方自治法第135条第1項に規定する懲罰の種類審査を行った。まず、事務局長より説明を受けた後、協議を行い、公開の議場における陳謝の懲罰を科すべきと、賛成多数で可決した。

次に、陳謝文の協議、作成を行い、採決の結果、賛成多数で可決した。

陳謝文については以下のとおりでございます。朗読をしてみます。

私は、今回、全会一致で秘密会とした第3回四万十町議会政治倫理審査会（第1号）の議事内容について、窪川地域を始めとする不特定多数の町民にチラシを配布しました。このことについては、地方自治法、四万十町議会会議規則、四万十町議会委員会条例に違反する行為であり、議会の秩序、品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるもので、深く反省をしているところであります。大変申し訳ありません。今後においては、条例や会議規則を遵守し、二度と議会の秩序や品位を損なうことのないよう、誠意を披瀝して陳謝します。

平成29年3月14日。

四万十町議会議員西原眞衣。

審査の結果として、懲罰事犯者西原眞衣議員は、審査会が秘密会とした議事内容を、自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の町民に配布したことは事実であり、四万十町議会会議規則（秘密の保持）第97条第2項、秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないに違反しており、懲罰を科すこととした。懲罰は、公開の議場における陳謝と決定をしたところでございます。

以上でありますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長の報告は終わりました。

12番堀本伸一君は自席にお戻りください。

16番西原眞衣君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ただいまの16番西原眞衣君からの本件について、一身上の弁明をしたい旨の申し出について、異議がある方がおります。

異議の申し立ては、会議規則第87条の規定により、2人以上を必要とします。したがって、異議のある諸君の起立を求めます。

〔異議者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立2人以上ですので、ご異議の申し立ては成立しました。したがって、16番西原眞衣君からの一身上の弁明をしたい旨の申し出については、起立により採決します。

この申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立少数です。賛成者、古谷幹夫君、岩井優之介君、緒方正綱君、以上です。したがって、16番西原眞衣議員の一身上の弁明を許可することは否決されました。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長堀本伸一君の登壇を求めます。12番四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）堀本伸一君。

これより、四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより日程第1について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。反対はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は、ただいま四万十町議会懲罰特別委員会の委員長より報告があった16番西原議員に対し、公開の議場における陳謝とした懲罰に賛成の立場から討論を行います。

委員長報告にもあったように、議員は、秘密会と決定した議事内容を、議員以外の町民に漏らすことは、四万十町会議規則の秘密の保持に抵触し、懲罰を科せられることは当たり前であります。そのため、日頃より議員は、地方自治法や会議規則などを遵守した上での議員活動をするものの認識を持つべきであります。

今回の事案である西原議員が作成して、不特定多数の町民に配布した文書は、私の家のポストにも投函されており、私の家内が見つかり、こんな文書がポストにあったよと、私に持ってきました。私自身もその文書を読んだ瞬間に、秘密の漏えいに当たるなと思い、議会事務局に持参した経過もあります。

先ほども述べましたが、議員は、秘密会とされた内容の議事については、議員以外に漏らすと懲罰を科せられます。西原議員は、昨年5月26日の四万十町議会政治倫理審査会において秘密会として取り扱うこととなった議事内容を、不特定多数の町民に配布しても何ら問題はない。これは、言論の自由だと、身勝手な持論を言っておりますけれども、これは、秘密会とした政治倫理審査会の議事内容を漏えいした事実であります。したがって、その文書の配布は、四万十町会議規則に定められた秘密の漏えいに当てはまることは明確な事実であり、公開の議場における陳謝は、四万十町議会懲罰特別委員会の報告としては妥当であり、賛成とするポイントであります。

西原議員は、議員になって以来、公然と議会を組織としては認めない。議会で決まったことに従うこともしないし、議長の言うことも聞かないと、これまで一般常識では考えられない身勝手な自己本位の主張を繰り返す、弁明の機会でも、議員の政治倫理を問うのは有権者で、議会ではないと主張しているが、議員の政治倫理を問うのは、あくまで議会であり、そのために地方自治法では議会政治倫理条例の設置が可能とされています。それを受けて、四万十町議会では、既に四万十町政治倫理審査会が設置されており、西原議員もこの条例を制定することに賛成をした経過があるにもかかわらず、議員の政治倫理を問う

のは有権者であるとの考えは、本末転倒と言わざるを得ません。あくまで、議員の政治倫理を問うのは議会であります。

今回の懲罰も、これまでの議会のルールや規則、規律を守らない身勝手な一連の行動が、懲罰動議に結び付くことになったと考えるのは、私1人ではないと考えます。

最後に、西原議員は、四万十町議会懲罰特別委員会の報告を真摯に受け止め、今回の懲罰である本会議での陳謝を行うことを願い、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより日程第1、西原眞衣議員に対する懲罰の件についてを採決します。

この表決は起立により行います。

お諮りします。

日程第1、西原眞衣議員に対する懲罰の件について、四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、西原眞衣君に陳謝の懲罰を科すことです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、西原眞衣君に陳謝の懲罰を科すことは、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

西原眞衣君の入場を許可します。

〔16番西原眞衣君 着席〕

○議長（酒井祥成君） ただいまの議決に基づいて、これから16番西原眞衣君に懲罰の宣告を行います。

16番西原眞衣君に陳謝の懲罰を科します。

これから、16番西原眞衣君に陳謝をさせます。

16番西原眞衣君の登壇を求めます。西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 一番に確認させていただきたい。弁明の機会是与えられないということですか。

○議長（酒井祥成君） はい。

○16番（西原眞衣君） そういうことですね。議会に諮って。

○議長（酒井祥成君） ちょっと待ってくださいよ。この文書を読めますか。これです、陳謝文は。そのとおりに読んでいただきたいというふうに思います。

○16番（西原眞衣君） 弁明の機会が与えられませんでした。それで議決されました。懲罰が、陳謝の文ですね。弁明の機会の場でないところで弁明めいたことを言うのは、本来いけないことであると思います。しかしながら。

○議長（酒井祥成君） 弁明は、ここではできません。謝罪文の朗読をお願いしたいというふうに思います。

○16番（西原眞衣君） 謝罪いたしません。陳謝する理由がないです。弁明の機会も与えられませんでした。

○議長（酒井祥成君） はい。もう一度言いますよ。謝罪文の朗読ができませんか。

○16番（西原眞衣君） できません。

○議長（酒井祥成君） はい。できないなら、自席へ。

○16番（西原眞衣君） 陳謝の理由がありません。弁明の機会も与えられませんでした。秘密会の理由は個人情報の保護でした。

○議長（酒井祥成君） はい、分かりました。陳謝の朗読を拒否すれば、陳謝の意思に欠けるものとして、新たな懲罰の対象になります。もう一度言いますよ。陳謝文の朗読を命じますが、しませんか。

○16番（西原眞衣君） いたしません。

以上。

○議長（酒井祥成君） 暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続いて会議を開きたいというふうに思います。

報告をいたします。

16番西原眞衣君に陳謝の懲罰を宣言し、陳謝の朗読を命じましたが、16番西原眞衣君は陳謝文の朗読を拒否しました。

ここで暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 西原眞衣議員に対する再動議を提出いたします。懲罰再動議です。

○議長（酒井祥成君） ただいま15番中屋康君から、地方自治法第134条第1項の規定によって、西原眞衣議員に対する再懲罰動議が提出されました。この懲罰動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付のとおり、発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この表決は起立により行います。

発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、西原眞衣君。したがって、発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 追加日程第1、発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

〔16番西原眞衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明を求めます。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 議長の許可をいただきましたので、提出者の説明をいたします。

西原眞衣議員に対する再懲罰動議であります。

四万十町議会議長酒井祥成様。発議者、四万十町議会議員中屋康。賛成者、四万十町議

以上です。

○議長（酒井祥成君） 西原眞衣君の弁明が終わりました。

西原眞衣君の退場を求めます。

〔16番西原眞衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） 提出者の登壇を求めます。15番中屋康君。

これより、発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議について質疑を行います。

提出者に対し質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議については、四万十町議会会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略することはできないことになっています。したがって、本件については8人の委員で構成する四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、8人の委員で構成する四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）の経費につきましては、当分の間は平成28年度予算から支出するものいたします。

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの弁明の中で、16番西原議員の発言において不穏当な発言がありましたので、議長において一部削除したいと思います。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）の委員の選任については、四万十町議会委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。12番堀本伸一君、17番橋本保君、6番下元真之君、7番岩井優之介君、13番楨野章君、15番中屋康君、3番古谷幹夫君、14番武田秀義君、以上8人を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）の委員が決定いたしました。委員会を招集しますので、委員長、副委員長の互選をお願いします。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）を議長より招集します。

平成29年3月14日。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員様。

四万十町議会議長。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）を招集するから出席願います。

日時、平成29年3月14日午前10時32分、場所、東庁舎3階委員会室。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）開会のため、ただいまより暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

懲罰特別委員会委員長堀本伸一君、懲罰特別委員会副委員長中屋康君、以上のとおりです。

西原真衣君の除斥を解きます。

〔16番西原眞衣君 着席〕

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君に申し上げます。

発議第2号西原眞衣議員に対する再懲罰動議については、ただいま四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）が設置されたことをご報告いたします。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにいたします。

15番中屋康君の一般質問を許可します。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

今回、第1問目の設問ということですが、社会教育関係のことに質問を上げさせていただきます。文化財保護施策についてということで、大きい質問事項を上げておりました、順次お伺いをしていきたいと思っております。

文化財保護ということでもあります。合併からもう間もなく、今週18日に11年目を迎えるということでありまして、もう十年一昔の経過がたどってきておりました。この文化財保護ということについては、いわゆる旧町村単位から引き続いたものでありますし、本町それぞれ旧町村単位で長い歴史の中で、今日の世代に伝承をされてきた非常に貴重な文化財があるわけでもあります。我々四万十町の財産ということでありまして、合併以前において、それぞれこういう旧町村単位のものが、文化遺産が行われてきましたけれども、四万十町として新町になって10年を経過いたしました。経過をして、11年目を終わろうとしておりますが、その四万十町としての文化財施策というのは、この11年間の間にどのように取り組んでこられたかということ、まず大きい形でお伺いしておきたいんですが、この件については、町長、実際、文化財保護施策ということの捉まえ方ということで、いかようにお考えなのか。まず、町長からお伺いしておきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

文化財保護ということございまして、先ほど議員もおっしゃられたとおり、11年目に合併をしてから入るわけでございます。本町の地域文化は長い歴史を有しておりまして、数多くの文化財や芸能行事などが存在しており、豊かな自然と共生した町民の生活、なり

わいによって築かれ、受け継がれておりまして、現在、国・県・町の文化財が134件あるわけでございます。

これらの文化財につきましては、保存して、後世に伝えていくべき貴重な町の財産であると考えておるところでありまして、それぞれ文化財保護法また高知県文化財保護条例、四万十町文化財保護条例に基づきまして、その保存及び活用のための必要な措置を図ってきたということになっておるわけでございます。

そういった中で、文化財保護の必要性ということになってこようかと思いますが、このことについては、このような長い歴史の中、失われてはいけない次の世代に語り、受け継いでいくべき価値を持ち合わせている大切なものであると考えておりまして、そういった観点から、現在まで保存、活用に重点を置いた取組を行ってきたということでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 教育長の方から、今までの保護活動についての考え方ということで承りました。

その意味合いというのを十分お考えをいただいているということで、結構だと思いますが、やはり文化財保護というのは、非常に地味といえば地味、難しい仕事であろうかと思えます。それぞれ地域の中で根づいたものを守っていくということは、一年一年経年を経るごとに、老朽化もしていくことでもありますし、人口の減少による支え合いというものもだんだん少なくなってくるということで、そういったところに光を当てながら、財源も確保しながらやっていくという、今からの仕事が大変な仕事であるという考え方には、お互いに共有するところではありますが、そういった考えのもとに、合併後の指定文化財の動きということで、事前に社会教育のほうにお伺いをしたペーパーもいただいておりますが、合併前の旧町単位から引き続いてきた有形あるいは無形文化財、民族文化財といったものが、新町になって以降、どれぐらいにそれが追加として、文化財として認証されてきたものがあるのか。そういった動きを一応お伺いをしているわけですが、実際のところ、追加ということで、合併後には、合併以前に比べたら11件の有形文化財というのは新たに指定をされたということでいただいております。あと記念物とか、それから文化的景観ということで、計13件が、新町になって以降、指定をされているという数をいただいております。

本来、文化財保護法に定めるということで、6種類出ていて、国のほうは、新たに、これは平成16年に文化財保護法が改定をされたということで、文化的景観あるいは伝統的建造物といったようなところが、国としての分け方の種類に入ってきたようではありますが、本町の場合は、まだ一応の段階で、文化財保護条例の中には4項目というようなことで分類はされているということではありますが、地元の地域だけでは保存ができない部分あるいは困難な状況というのは、だんだん見え始めているわけではありますが、この現状として、トレンドで過去何年間を見ても、最近も見ても、あまり予算が増えていない。予算化がずっと同じようなスタンスで来ているように思うわけではありますが、果たしてその間に、一般会計予算に文化財保護予算がどのぐらい措置をされてきたのか。あるいは、これからそういう予算組みの考え方をどのようにお考えなのか。町長あるいは教育長で結構なんですが、お伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 予算の経過ながですけど、平成25年度には2,729万4,000円ぐらいと。それと、平成26年度は4,112万9,000円ぐらいとなっています。そして、平成27年度は815万円ぐらいの支出となっております、平成28年度は267万6,000円の予算額となっております。平成25年とか26年の金額が多いのは、志和薬師寺の本堂が、新たに町の文化財の指定を受けていまして、それに対する改修に対して助成をしておりまして、そういう形でちょっと平成25年度、26年度ということが多くなっています。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうで、予算組みの考え方というところでお答えをさせていただきたいと思います。

文化財の補助制度につきましては、四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱に基づきまして助成を行うということになりますけれども、補助率が補助対象事業費の2分の1以内の額としておりまして、残りは事業者にご負担いただくことになるわけでございます。町内の文化財は134件ということで、答弁もさせていただいたところではありますが、全てが補助対象となるわけでございますけれども、国・県の補助が受けられる場合には、その額を差し引くこととしておるわけでございます。

現状といたしましては、当初から予算計上しているのではなくて、所有者等から文化財の指定があり、助成制度はないかというような相談があつてから、協議、調整の上、随時予算計上をしていくということになるわけでございます。

ちなみに、平成25年3月、四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱を制定したということでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 予算付けの考え方とかいうのを今、承りました。

実際的な金額を聞きますと、最近に至っては、平成27年が815万円、平成28年267万円といったところで、非常に金額的には、補助金、こういう予算措置としては、私からすれば少ないなという感覚がいたします。それは、今、確かに教育長がおっしゃった部分について、やはり予算措置の形が、管理団体あるいは等々からの申し出があったときの予算措置をするというような動きの、受け身の状態でやるので、やはりこれは致し方ないとは思いますが、後にちょっと触れますが、やはりある一定、アクティブに委員会のほうから、この保護についての予算は計画的な部分として、今から考えるべきことではないかなというところのご指摘をさせていただきたいというわけであります。

いみじく、今言った補助金交付要綱というお話をいただきました。私も手元に引っ張りを出してきましたとおり、平成25年3月に、教育長の告示で第2号四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱というのが作り出されております。これに基づいて、文化財の保護についての補助金も設定をしていこうということであります。

5条に、先ほど言われたように、補助金の額ということで、補助対象事業の2分の1ということも書いてあります。国または県の補助金がある場合においては、当該補助金を控除した額という定めがここにおいてあるわけですが、平成25年に設定を作り上げた補助金要綱が、この時点で作られたわけですが、ごく最近の形ですが、これはどういった経緯で、こういう補助金の要綱を作られたのか。これは、要するに保存を第一にという思いと、管理団体に対する助成ということの意味合いは分かるんですが、そういった全般的な大きな意味合いで、この補助金要綱がどうして制定されたかという意義と、制定後の実績です。要するに平成25年以降、この補助金要綱が作り上げた後の実績といったところが、お示しいただければお願いをしておきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 四万十町文化財保護事業費補助金交付要綱を制定したのは、四万十町内の文化財を保護して、町民並びに地域の文化の向上及び発展に資するという。所有者等が行う文化財の保護事業に対して助成して、文化財を後世に伝え残し

ていこうということで、助成を行っておるものでございます。

実績としましては、平成25年度から26年度にかけて、志和薬師寺本堂の大規模修繕事業ということで、これは町の指定の文化財になっておりますが、これを助成しておるところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 制定後の実績ということでありますが、1件、志和薬師寺の改修、保護をするための内容ということで承りました。

せっかく作った補助金交付要綱ですので、これを大いに活用してもらって、管理される団体のほうにしっかりと補助金を使ってもらおうという、保護のためにはということをお願いをするための補助金要綱ですが、そういった意味合いで、周知不足ということもあるかもわかりませんが、すごい少ない感じがいたします。やはりそれぞれに老朽化が始まりましたので、こういった補助金要綱があるということが分かれば、もっともっと増えてくるような案件でないかなというような気がいたしますし、当然、文化財保護審議会というのがございますね。ここにつくられておりますので、その審議会という仕事の中に、条例の中にも審議会がする仕事として、有形文化財が重要なものとかといったものについては、指定する際に、あらかじめ四万十町文化財保護審議会の意見を聞かなければなりませんという項目がございます。第4条ですね。ということで、この文化財保護審議会が、教育委員会にこういったことで補助金要綱ができ上がった後でも結構です。その後のことですが、建議をされたことについて、どういった内訳があるのか。そういったところは、取りまとめで手元に資料としてあれば、お示しを願いたいと思います。文化財保護審議会が教育委員会に、こういうものを指定しなさいとかいったような建議、そういった内容をちょっとお示しを願えたらと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 文化財の保護審議会の活動内容なのですが、本年度、文化財保護審議会は2回開催をしております。そして、最近では、2月に文化財保護審議会が行われまして、下津井の茶堂や大正橋の保存活用などについて意見をいただいたところでございます。そして、若井の沈下橋についても、重要構成要素としての選定を受けるように、文化的景観整備管理委員会のほうへ諮るようにしてはどうかということで、意見をいただいたところでございます。

また、興津で近年発見されましたキイレツチトリモチについて、この植物が、分布域が北限や東限に当たるということで、貴重な植物に該当するということで、町の天然記念物に指定してはどうかという意見もいただいたところです。

建議については、志和薬師寺本堂の町の指定の際に諮問しまして、その指定をするように答申をいただいております。お返事ありがとうございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 文化財保護審議会にも一応話を出しておりますということで承りましたが、意見としては審議会のほうにお諮りするということで諮っておるわけですが、じゃ、その後の指定というのは、今言った何件かたくさんありました。下津井、大正橋あるいは若井、そういう意見は聞いてありましたが、新たな有形文化財といったようなところについては、指定するまでには、最近に至っていないということでよろしいでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 今後、興津で発見されましたキイレツチトリモチについて、天然記念物にという意見をいただいておりますので、うちのほうでその部分を調査とかいろいろ進めまして、その後、文化財保護審議会のほうに諮問するという形になっていまして、それで意見を聞いてから、それから教育委員会のほうで、天然記念物としての指定をしていくというスケジュールになっていくんじゃないかなというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） そういう動きがあるということで、活発になるという状況であるかということで承っていきたいんですが、ちょっと補助金の話が出たんですが、2分の1という案件のところですが、最近、神社、仏閣なんかで、いろいろ町の指定、あるいは県・国の指定の仏像とかそういったものがあるわけでありまして、維持管理というのが非常に大変になってきたという話を承ります。

ちょうど今年のお正月のときでした。私、熊野神社の境内へ参拝に上がったときに、宮司の方から、最近、こんな話がありますよということでお伺いをしたんです。そこには、熊野神社には、国指定の仏像が2体あるわけでありまして、その仏像の、最近、盗難、盗掘、いろいろそんな話があるので、恐らくは県のほうから防犯カメラとか防犯灯を設置したらどうかという話があって、実際、それをつけたというお話をいただきました。要するに金額的には、そのときのお話で130万円ぐらいの金額で、県から2分の1ということ

で、半額を出さないかと。支出をしたというお話を承って、だんだんにそういった高額に直していく。高額のお金がかかってくるとなると、管理するところが非常に大変ですというお話も承りました。

今からある話ですので、補助金要綱は2分の1以内という額ですが、条例で交付要綱として定めておるわけですがけれども、今からこれを支えていくために、人口は減っていく。支える団体も寄付金も募っていけないような団体になってくる。そういったときの補助金の考え方ですよ。今までは2分の1。もう少しこれを上げてあげる形もとっていかないかなという気がいたしますが、この補助金要綱の見直しも含めて、今現状、そういった保存するための管理団体に人が非常に困窮しているケースが出てくるということでもありますので、そのことについての考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 熊野神社で、今年、有形文化財につきまして防犯の装置の設置ということで、県の補助を受けておるわけなんですけども、県のほうが、本年度に限り2分の1の補助金と、県補助金を支出していただけるということで、町の文化財保護事業費補助金交付要綱に基づきまして、町からの補助金の支出はありませんでした。

他の自治体なんかの事例を見ますと、大体2分の1という制度が多いので、うちとしても2分の1という補助の形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 課長からの、今、ご答弁と、他町村も同じように2分の1とこういう形で制定をしているというところで、当分、これでいきたいということですが、なお、先ほどお話ししたことの繰り返しですが、将来的にこれは考えておくべきことではないかと思うんですが、このあたり、執行部の考え方はいかがでしょうかね。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからご説明させていただきたいと思います。

この案件につきましては、査定の場には上がっておりました。詳細を検討した結果、今年限りということでございましたので、今後、継続的に県のほうがこういった補助金の創設をしていただくんであれば、その方向性で結構だと思いますけども、ただ、今年限りとなりますと、やはり今年だけ、例えば2分の1を超える受益者がおると。来年からまた2分の1に下がるということで、非常に現場の公平性を、自分は非常に危惧したところです。そういったことで、今年の監視カメラについては、県の2分の1を満たす補助金があった

ということで、ちょっとそこまで決定に至らなかったところですけども、今後、今、中屋議員が言いましたように、本当に文化財というのは、保護という観点を非常に大事なところでございますけども、保護として、今後活用していくということが、本当に大切なところであります。

ご承知のとおり、134件、本当に多くの文化財が現有をしておりますので、私もこの四万十町の、言えば財政を預かっておる以上、今後、人口減少、様々な財源、こういったものがだんだんに減少していくという中での、そういった財政の上での非常に危機感も持っておるのが正直なところではあります。

だんだんに増えていきますと、その文化財の維持の裾野が広がってまいりますので、そういった中で、今後、43年すると5,800人になるというような人口推計もあります。だから、その辺の財源の確保をしながら、後世に伝えるべき先人たちが残していただいた文化財はしっかり維持して、活用していこうということは、全く同感でございますので、今後、財政力の動きを見ながら、こういった本当に無形、有形に対する支援については、全く否定するものではございませんけれども、今後、本当にそういったところの現状をしっかりと把握をしながら、この四万十町のまちづくり、そしてイメージ、様々な活用できるような文化財の保護については、一定そういったところも予算を確保しながらやっていきたいのが、今の現状でございます。正直なところでございますが、今後、将来にわたっては、なかなか様々な部分で歳入、収入の部分が担保されない限りは、かなり厳しい状況にはなるというふうには考えているところでございます。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 町長の将来に向けての考え方を聞きました。保存をしていくためには、やはり工夫もしていけないかということでもありますし、是非こういった現場の保存をされている方、管理団体の皆さん、そういう思いがあるということは、やっぱり心に入れていただいて、今後の予算措置も考えて、ふるさと基金もしっかり使い道もあろうかと思えます。こういったところの保存、文化財保護についても、予算措置というものをどこかで重要視をしていただいて、考えていくということも大事じゃないかということ、今回、上げさせていただいております。

今、るるお話が出たところの文化財の保存、活用というところに、話をちょっと転じをいたしますと、こういった質問のことがありましたので、四万十町の文化財関係のホームページをあけてみまして、資料館というところをあけてみますと、四万十町の民俗資料館

あるいは四万十町郷土資料館というのが出てきます。二つしか出てきておりません。いわゆる正式のホームページに載せる建物としては、これは両方とも旧大正の町にある四万十町の民俗資料館、昔、旧営林署の庁舎を利活用して、そこに一応民族的な資料をストックヤードとして置いてあるという、資料館という名前になっています。それから、四万十町郷土資料館というのは、轟の公園の上ですね。石の風車のあるところの、立派な構えができておりますので、こういったところが出てきます。

この二つ、要するに民族的な資料を集める、あるいは郷土資料館としていろいろ資料を展示をしながら、地域に皆さんに見ていただく。あるいは、町外の皆さんが訪れをしたときに見ていただくということに、今、管理をされているということではありますが、現在、この二つの資料館の管理状況、現状ですよね。とりわけ四万十町の民俗資料館という旧営林署跡を利活用した資料館の管理運営方について、どのように現在動いているのかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町民生活課長佐々木優子君。

○大正町民生活課長（佐々木優子君） 議員ご質問の四万十町郷土資料館と民俗資料館は、大正地域の施設でございますので、まず、管理等の現在の状況について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

郷土資料館は、平成3年7月に新設されたもので、上山郷時代以降の有形民俗資料を中心に、古文書、農具、山林具など1,422点を展示しております。管理状況といたしましては、住民グループの大正かざぐるまに依頼して、5人が交代制により入館者への対応や展示品の整理、施設の管理などを行っております。

運営に関しましては、平成25年度より入館料を無料化したこともあり、入館者数は、平成24年度の566人から25年度には1,423人と2.5倍程度増加し、現在まで推移しております。本年度の2月末現在の入館者数は1,029人ですが、四万十街道ひなまつりのイベントと連携し、例年3月には500人前後の方においでいただいております。今後も、様々なイベントとの連携や、児童・生徒の社会科見学の受入れ等、郷土文化への関心を深めていただけるような取組を継続してまいりたいと考えております。

民俗資料館につきましては、平成29年建築の旧大正営林署を、平成2年に譲り受け、活用しているものですが、建物の老朽化が進み、安全面を考慮して、一般の開放を休止しております。また、南海トラフ地震による倒壊のおそれもあると思われませんが、建築物が平成24年に重要文化的景観の構成要素として認定を受けておりますので、今後、耐震補強等

の検討も、先ほど出ておりました文化財保護審議会等で検討していただくことも必要であると考えているところでございます。現在の民具等の保管数量は1,598点となっております。郷土資料館の展示品との定期的な入れかえや、適切な保存管理を行いたいところではありますが、専門的な知識を持つ学芸員もおりませんので、苦慮しているのが現状でございます。

これは、大正地域の限ったことではなく、十和や窪川地域も含めた四万十町全体の問題であると認識しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 課長のほうから、今、報告というか説明をいただきました。四万十郷土資料館は、先ほど言ったように、年々来客数が増えてきておるということで、地域の皆さんが頑張ってあそこを管理してもらって、運営方を一生懸命やっているという証しでもありましょうし、私も一昨日、その前でしたか、何か文化講座があるということでお誘いを受けましたので、資料館へごく最近行ってきました。展示の内容も非常にうまく区分をされておりまして、工夫をされて見やすい展示内容にもなっていますし、町外の皆さんが訪れて、これだったら十分値する資料展示だなということ、感心をして見させてもらいました。非常に価値のあるものがたくさん展示をされておりますので、郷土資料館としては、ほかの町の資料館としても負けないぐらいの展示内容であるかなということになります。

もう一つの民俗資料館ということで、今、課長のほうからお話がありました。これは昭和29年ですね。昭和29年ということで、たしか承りました。平成2年にとということありますが、休止をして、とにかく外観も非常に朽ちてきておりますし、雨漏り等も非常にあるというような話も聞いたりもしますと、正に倒壊寸前の館というか資料館になっています。

これについての管理運営は、もう少ししっかりをしてもらいたいし、周囲の方も心配をしながら、いつもあそこを眺め上げておるという話も再三に聞いておりますので、この民俗資料館のほうの管理については、近々というか、いつかわかりませんが、審議会のほうにも検討してもらおうということではありますが、現実にこれはどうなんでしょうかね。まだまだ全然そういう具体性が見えていないということで承っていいんでしょうかね。この保存の仕方、改築をするのか、あるいは恐らく事業構成要素になっていますということでは

ので壊すわけにはならないのですが、文化庁の絡みもありますが、そのあたりのところ、今の状況でどんな感じで今後進めていくか。具体的なお話がいただければお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

民俗資料館につきましては、先ほど佐々木課長のほうから説明もありましたが、建物の老朽化もありまして、地震時には倒壊の危険性がすごい高いだろうということでありま。この建物は、町からの申し出によって、重要文化的景観の重要構成要素として選定を受けておりまして、うちのほうから申し出をしている以上、重要な構成要素から解除することは困難をきわめるのではなかろうかというふうに認められます。

もし、保存していくのであれば、今後は建物内の民俗資料を一旦別の場所に移して、耐震補強工事を行った後、民俗資料をもとに戻して、建物は重要構成要素として後世へ伝え残していくということと、民俗資料についても展示して見てもらって、実際に使用するようなことを検討して、活用していくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） お答えをいただきました。いわゆる方法論的なお話を伺ったんですが、具体的な今後どうするかというところは一切触れておられませんですが、計画的な形をとっていかないことには、前へ進みません。進みませんので、もう一度この部分について、教育委員会としてのお考えを、教育長でも教育委員長でも誰でも結構ですが、伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをしたいと思います。

文化財保護ということもなっってこようかと思いますが、町の今からの姿勢、考えであろうかと思いますが。文化財、民俗資料館また郷土資料館ということで、それぞれ本当に大事な文化財、施設ということでも認識をしておるわけでございますけれども、いずれにしても保存、活用ということになっってこようかと思いますが。そういった点で、このことについては、所有者の理解だけではなくて、例えば学校教育、社会教育、まちづくり活動や地域との連携、協力が不可欠ではなかろうかということ考えておるところでございます。

まずは、文化財というところでの理解ということ、ふるさとを愛し、文化財を大切

にしようとする心を育てることも大切なことだと思いますので、町、所有者、地域などと連携を図りながら、文化財を後世により良い状態で継承できるように取り組んでいきたいと考えておるところでありまして、その活用について、今からここでこういう形でというところは、明言という形にはいけないけれども、保存、活用というところで協議しながら、しっかりと活用、また後世に継承できる形を考えていきたいということで思っておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 民俗資料館についての考え方を、教育長のほうから伺ったんですが、今後も活用していくということでありまして、活用するということでありまして、やはり中にある1,598点の展示物についても、一切目に触れていない今の状況でありますので、郷土資料館のほうに1回入れかえをすとかいった活用も大事になってこようかと思うんです。

実態的に、先ほど大正のほうの町民生活課長のほうから、専門性がないといったところもあったりして、なかなかそういった活用がままならんというお話であります。その辺りのところも、やっぱり専門性を持った人についての配置も大事かなという気がいたしますが、大正における民俗資料館あるいは郷土資料館についての管理に関して、補助を執行させる事務ということで、これは平成26年5月に教育委員会のほうから発出されております規則ということでありますが、内容は、大正地域振興局長あるいはその職員の方に、いろいろありますが、中にたまたまこういうのがありましたので調べてみたんですが、文化財の調査、保存及び活用に関することに係る地域の事務並びに施設及び財産管理に関することについては、補助執行させることにしますという補助執行に関する規則というものが出されております。

いうことでありまして、いわゆる管理をしていく方について、要するに補助をさすということであれば、大正なら大正、十和なら十和地域局長以下職員さんに、そういった施設保存を管理をさせていくということの、ある一定委任をする、委譲するという形になります。読み取れるわけでありまして、果たして、今言ったように管理をこれからしていくのに、振興局に全てを依存するのか。これは、教育委員会の大きい上の形として、管理運営していくということも考えていかないと、やっぱりこういうお互いの気持ちのボタンのかけ違いというか、管理する上でもなかなか難しいということが出てこようかと思うんで

すが、これについては、いかがお考えなのかお伺いをしておきたいなと思っています。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

保存、活用、管理ということになってまいります。その管理のあり方については、いま一度また教育委員会、そして振興局のほうとも協議をいたしまして、どのような形が適切に管理運営ができていくかということも含めて、包括的にまた考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 突然、そういった話の振り方をしたんですが、どういう形で管理するかというのは、しっかりしたお互いのコミュニケーションをとりながらということやっていかないかんことでもありますので、是非検討をもう一度お願いしたいなという感じがあります。

それから、るるお伺いをいたしました。最後の項目については、まとめな感じで申し訳ないんですが、話させてもらいますが、平成13年に文化庁が文化財の企画調査会というのが発表されております。文化財の保存、活用の新たな展開ということで、文化遺産を未来に残すためにといったところの、いわゆる文化財行政の指針が出されておりますが、この中に、最近、歴史文化基本構想を各市町村で作りなさいと。作っていただいて、要するに文化財保護のことに努めてもらいたいというところがあるのですが、実際、歴史文化基本構想というのが、お手元に考え方としてあるのかどうか。まだ、本町については、たしか策定はされていないというところで承りますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えいたします。

すみません。うちのほうで、まだ文化財の保護に関しての計画とかというようなものはちょっとございませんけども、重要文化的景観の整備、保存の計画のほうは、整備管理計画のほうはございますけれども、文化財本体の計画というものは、ちょっとまだよう整備していないところです。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） これは、文化財保護の文化庁の指針ということですので、各町村で考えるべき話であります。こういう歴史文化基本構想というものは策定をしながら、計画

的に、先ほどの話ではありますが、どういったところを今後直していくといった計画性を持った形で策定をしていくということが必要ではないかなという感じで、お話をさせていただきます。

四万十町の総合振興計画、平成29年度の実施計画も見させていただきましたが、中にも、来年平成30年には、5,000万円ぐらいの予算をつけるということではありますが、これもまた、今日は時間がありませんが、そういった策定をする一つの材料的には見えている部分がありますので、長期的にこういう基本構想を作っていただいて、前に進んでいただいたらということでもあります。

この企画調査会、文化庁が出しているのは、地域の住民の参加を重要もいうことで、いわゆる巻き込んでやっていかないかんといいことで書いてありますし、専門性という話がありますので、地域の皆さん、専門性をたくさん持っている人がいるので、そういった活用を十分をお願いをして、今後の保存、活用に資してもらいたいなということをお願いしておきたいと思います。

以上、大きい項目の文化財保護に絡めたお話は終わらせていただきたいと思います。

次に、時間の配分がありますので、順次お伺いをしますが、次の二点目ということで、きらら大正の運営ということで、これも大正地域のきらら大正というコンベンションホールがありますが、その関係でお伺いしておきます。

地域の皆さん、あそこの会場の活用については、るるお話がいただきますので、今後の考え方ということで簡単な形で聞いておきますが、これは平成5年度にきらら大正ができました。ご存じのとおり、立派な施設でありまして、6億1,000万円ぐらいをかけてつくった施設で、中身も、これもちよっと資料を取り寄せたら、2階も1階にも研修室がたくさんありまして、大ホールは500人の収容ということでもあります。残念ながら、最近、利用率が低下をしております、寂しい限りの利用ということで承るわけではありますが、ごく最近の利用やら、あるいはこういった状況がどんな感じで使われているか。収支状況を簡単に、それから年間の利用動向をどういうものかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

最近の利用状況ということで、過去3年間、平成28年度を含めまして3年間になるわけですが、お答えしたいと思います。

平成26年度でございますが、全館の利用ということで、83回の利用がございまして、

3,370人。それから、平成27年度が177回で4,438人。それから、平成28年度は見込みも含みますけれども、145回で4,710人というふうになっております。平成27年度、28年度につきましては、大正公民館が使用できないということになりまして、そこでの活動グループが使用したということによりまして、回数、それから使用人数とも増加をしております。

使用の増加した施設としましては、多目的ホールの使用回数が約2倍に、それから農林研修室の利用が、使用回数、使用人員ともに4倍から5倍になっている状況でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 大変失礼しました。

収支状況ということについて説明します。

平成26年の収入でございますけれども、26万3,000円余り、それから平成27年度は12万2,000円余り、平成28年度は23万4,260円と、現在のところとなっております。それに対しまして、支出のほうでございますけれども、平成26年度は693万円余り、平成27年が608万円、平成28年が、現在の状況で650万7,000円となっております。これには修繕、これは年によって変わりますので、修繕を含んでおりませんで、このほかに、平成26年には187万円、平成27年には88万円、平成28年度は支出をしていないという状況になっておりまして、いずれにしましても、収入に対しまして支出が非常にかかっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 現在の利用の状況と、それから収支状況を伺ったんですが、大正の公民館がなくなって、そのいわゆる代替措置というところの利用状況で、増加をしているということではありがたいなという感じがしますが、いかんせん収支については、もう歴然としたもので、例年赤字を計上していくということでもあります。

この状態は、恐らく光熱費にしても変わりませんので、変わっていく金額ではないということではありますが、今後の運営の方法で、ちまたの話では、思い切ったコンベンションホールの使い方を、例えば今まではお祝い事だけで使っていたのを、いわゆる葬祭場に、可変してすぐ可動壁をつくったりして、使えるような考え方もあっていいんじゃないかというお話があるんですが、今後、こういう形で、このままの形で運営をしていくのかど

うかのところの大きなお考えがあれば、聞いておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えをさせていただきます。

コンベンションホールきららにつきましては、今年1月24日に運営委員会を開催いたしました。これまで公民館の代替施設として、これまで公民館を利用してきた団体、サークルといったところが利用することによって、先ほど申し上げましたように、利用人員、回数とも増えているところがございますが、交流センターができましたことから、そういった団体に移るということによって、減る懸念も当然あるわけがございます。そういったことから、これから平成29年度において、今後の利活用をどうしていくかということで、審議委員会に諮ったところでございます。

先ほど言いました移転するということと、それから結婚式について調べましたところ、平成19年から24年度までは、6年間に8回、結婚式、披露宴が行われております。しかし、平成25年度からこの4年間については、1回もないという状況でございます。今現在は、やはり専門性のある高知市とかいった、プランナーのいる専門的な結婚式場を利用するでありますとか、結婚式そのものを行わないケースも増えておりまして、今後について利用をどうしていくのかと。

先ほど議員がおっしゃいましたように、葬儀場として利用ができないかといったことについて、諮問をいたしました。その結果におきましては、反対意見としては、葬儀場として利用すると、そのほか今まで使っておった各種イベント等が利用がかえって減少してしまわないかとか、結婚式を行える施設として設置したものであるが、そういった目的が今後たせなくなるのではないかと。それから、葬儀を行う上で、ホールは広すぎるのではないかとといったような様々な反対の意見と、それと、時代のニーズ、流れによって、葬儀場として利用していくべきではないかと。そういった両方の意見が出されたところでございます。

それについては、平成29年度、引き続き、近隣住民、定期的に利用している団体、それから大正地域の任意抽出した住民等に、その是非についてのアンケート調査を実施するなどして、意見を聞いた上で判断していきたいということで、その審議委員会では結論が結ばれたところでございますので、引き続き今後の活用については検討していきたいと。前向きに利用されるような形の方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 地域振興局長のほうから話はいただきました。

一応審議会のほうにも話もして、今後も地域のニーズに沿ったアンケートも取りながらやっていくというところでありますので、赤字が続く状況でありましますので、何かの方策あるいはそういった考え方を、今後とも早目に探り出していただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

時間が切迫をいたしました。

もう一点だけ、同じような大正地域の話であります。三点目に上げていますが、大正橋の修復計画ということで上げさせていただいています。

昨年の6月の定例会にもお伺いをしておいたら、12月5日辺りに、橋梁点検の結果ということで、地域の皆さんに通行止めという話が、報告がいただきました。現在、通行止めの標識が出ております。歩道部分については稼働ということで、一応説明がありまして、今現在、使っておるというところではありますが、これは、国の指定の文化財のデータベースを見ますと、登録の有形文化財というところで、先ほど来の話の中の一つの対象になるわけでありましますので、なかなかその修復の仕方についても、制約があったりするという話も聞くわけでありまします。いずれにしても、地域の皆さんの今までの周遊コースで使ったり、あの辺りも企業が入っておりますから、通れるものなら、修復して通る、通行可能にしてもらいたいという話もありますが、そのあたりの将来的なスケジュールはどうなるのか。

それから、側道といって、すぐ側に歩道がついてありまして、歩道が今可能になっていいますが、歩道も非常に傷んでおるような状況です。ペンキも剥がれたり、ボルトの老朽というのも見えますし。目視しても、私ども素人も見えますが、そのあたりのところについての、大正橋本体の橋梁そのものの時間がかかるようであれば、歩道のほうを早目に修復してもらって、安全に利活用できるような方法でお願いしたいというような話もいただきますので、現在の進行形というか、どんなお考えなのか、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えさせていただきたいと思います。

大正橋につきましては、12月5日に調査をしまして、調査を始めると、これは大変危険

な健全性の総合判定としては区分4に当たるということで、即翌日の12月6日から全面通行止めという措置をとらざるを得ない状況でございます。

現状としましては、鉄骨部分の腐食、鉄骨内部への雨水の侵入、鉄骨の接続ボルトの欠落、それから床版コンクリートにつきましても、クラック等が確認されたところでございます。

これは、町道でありますと共に、文化財であるということで、町道でありますと、社会資本整備交付金等を活用して修復をしていくということになるわけでございますが、社会資本整備交付金は、その他町道の維持補修も含め、新設、改良等も利用しておる補助金でございます。補助金の枠では、今現状の中で、なかなか全額補助金が見つからないという状況もございます。そこで、2月24日の四万十町の文化財審議会、それから3月2日の重要文化的景観整備検討委員会、こういったところに、今の現状についての報告をいたしまして、審議もしていただきました。その結果、本町は過疎地域促進整備特別措置法の規定による過疎地域でございますので、登録有形文化財建造物修理事業費補助金でありますと、65%の有利な補助金が見つかるわけでございます。そういった事業を活用して、整備していきたいというこちらの報告をさせていただいたところでございますが、なかなかこの補助事業につきましても、国全体の枠の中で非常に厳しいということもございました。

町としましては、平成29年度に補助申請を要望をしまして、平成30年度から設計、補修工事といったようなスケジュールでやっていきたいと。この中で、事業費が見つからないということがございまして、年5,000万円程度の事業費での要望をしていくしかないのではないかというご意見もいただいております。

それからもう一点、歩道の修復についてでございます。この整備検討委員会の中におきましても、歩道の点もございまして、赤鉄橋本体が今後修復する上で、車道として整備をすることになれば、あくまで概算でございますが、非常に大きなお金がかかると。景観保全、文化財としての保全と、それから最低限の利用として、町道として利用していく上では、歩道として、赤鉄橋本体を歩道として利用していく。そういう方向性を目指して修復をしていきたいということを申し上げたところでございます。

そうした中で、今現在ある歩道橋につきましても、撤去の方向が望ましいというご意見はいただきました。でございますので、本体の赤鉄橋の補修計画に併せて、そういった中で、今の歩道についてはどうするのかといったようなことを、今後検討していく必要があるのではないかというところで、今、二、三年の間に補修をするというのは、ちょっと見

合わせさせていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 発言時間がなくなりましたので。

○15番（中屋康君） 終わります。

○議長（酒井祥成君） これで15番中屋康君の一般質問を終わります。

ここで、3月8日の16番西原議員の質疑に対し、答弁をしたい旨の申し出があります。これを許可します。

健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 初日の介護保険特別会計補正予算審議の中で、16番議員から、要介護認定者推移についてお答え願ひたいとのご発言があつておりましたので、お答えをさせていただきます。

お答えは、平成25年と平成28年の比較でお答えをさせていただきます。数値については、いずれも9月末の数値でございます。

まず、要支援1の方の人数でございますが、平成25年が212人、平成28年が205人、要支援2の方が、平成25年が208人、平成28年は189人、要介護1の方、平成25年213人、平成28年249人、要介護2の方、平成25年262人、平成28年250人、要介護3の方、平成25年215人、平成28年211人、要介護4の方、平成25年204人、平成28年215人、要介護5の方、平成25年244人、平成28年234人となっております。

以上のとおりとなっております、年によって数値に変動はございますが、この3年間では、要介護1、要介護4の該当の方の増加が見られております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 以上で、暫時休憩したいと思います。

午前11時46分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番岡峯久雄君の一般質問を許可します。

5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思ひます。

今回は、農業委員会と、平成30年9月1日に法改正により新しくなることと、今がやはり質問の時期ではないかと思うこと。もう一つは農業振興です。農業振興は幅が広いんですが、今回はお茶について気になる部分がありますので、質問に取り上げさせていただきます。

私、事情があって、この場に立つことができませんでした。久しぶりの一般質問ですので、あまり早口で答弁いただかないようお願いをしておきたいと思います。

新たな農業委員会制度がスタートしておりますが、四万十町も平成30年9月1日をもって新体制となります。農業委員会は、プライバシーの部分もあり、なかなか難しいこともありますけれども、重要な部分でもあります。議会も、所管の委員会はそこそこ知っているかとは思いますが、農業新聞とかでもよく出ていましたけれども、細かくは知らないのかなと思いますので、聞いていきたいと思いますが、要は町長は、農林業が主体のまち、これから先どうしていきたいのか。農業委員は、例えば何人にしたいのかとか、町長が議会に提案しなければなりません、その辺についても考え方を聞いておきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思いますが、まず、農業委員会の法改正についてですが、1として、農業委員会とは、その変遷と役割を聞くとありますけれども、私も過去に農業委員をしておりましたが、農業委員活動は、農業者とのかかわりの中で活動をするので、町民の方々には分かり難いところもあります。改めて農業委員会に関する法律により設置された農業委員会の位置づけと委員の構成及び目的についてお聞きをします。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えをいたします。

農業委員会の位置づけとしましては、農業委員会は昭和26年に制定されました農業委員会等に関する法律により設置されました市町村の行政委員会であります。委員の構成といたしましては、直接農業者から選挙される委員と、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される合議体であります。目的といたしましては、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に、その組織及び運営を定めることとされておりました。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） さきに述べた自分の思いが非常に多くありますので、確認のために聞きました。

二番目の法改正をした内容についてお聞きをしたいと思います。昭和26年に制定され、維持されてきました農業委員会法ですが、今回、公選法が廃止されるなど大きく改正されたと聞きましたが、まずは改正された法の目指すところについてお聞きをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

平成27年9月公布、平成28年4月施行されました改正法の目指すところ、いわゆる目的ですけれども、この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とするとされました。

具体的には、経済社会の変貌や農業構造の変化を踏まえて、農民の地位向上との表現を改めまして、新たに農業委員会の必須事務とされました農地利用の最適化の推進の具体的な内容である農業経営の規模拡大、農地利用の集積等が、食料・農業農村基本法において、農業の発展に関する施策として位置づけられていることを踏まえて、農業の健全な発展とされております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 平成30年9月1日をもって法が改正されるということですが、なかなか変えることは難しいとは思いますが、変えられないと言ったほうがいいかもしれませんが、この四万十町にできるだけ合ったようにするのも、今からの流れの中では大事じゃないかと思しますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

改正された法律の中で、農民の地位向上の表現から農業の健全な発展と変わったということですが、具体的に農業委員会はどう変わるのでしょうか伺います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えします。

法改正前は、土地と人の対策が重要とされまして、農地法等による法令業務が必須業務であり、担い手への農地集積・集約や遊休農地発生防止・解消業務は任意業務とされておりましたが、法改正によりまして、農地等の利用の最適化の推進に関する業務が、農業委

員会の重要な業務として位置づけられました。

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うこととされております。また、その取組を推進するため、農地利用最適化推進委員を設置することとされております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 法改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する業務が、農業委員会の重要な業務として位置づけられたとありますけれども、この文言の中に。農地利用最適化推進委員とは、具体的にどんな業務なのかを伺います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定めた区域内の農地等について、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、現場における活動が中心となります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 分かりました。

次に、今後、農業委員会の組織の中に、農業委員と農地利用最適化推進委員が設置されるということですが、農業委員と農地利用最適化推進委員、それぞれどのような役割を担っていくのかをお聞きいたします。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

農業委員につきましては、農地法等による法令業務と、担い手への農地利用の集積とか、農地の最適化というところが、農業委員会の区域全体の活動となります。そして、農業委員会における議決権を有するのが農業委員となります。

農地利用最適化推進委員につきましては、先ほど申しましたように、現場における活動が中心となります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） それでは、農業委員と農地利用最適化推進委員、それぞれ任命は

どのようになりますかお伺いします。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

今般の改正で、従前の公選制が廃止されましたので、農業委員につきましては町長の任命となり、農地利用最適化推進委員につきましては農業委員会が委嘱するということになりました。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） はい、分かりました。

それでは、三点目にいきます。新体制以降における流れを聞くということですが、四万十町農業委員会は、これからどのような流れで新たな体制に移行するのでしょうか伺います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

四万十町農業委員会におきましては、現在37人の農業委員で活動を行っておりますが、法改正により、農業委員の定数の上限は19人となり、その過半数は認定農業者でなければなりません。農地利用最適化推進委員につきましては、区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下であることとされており、現在の農地台帳面積約3,200haですので32人以下となります。まず、委員数を条例で定めなければなりません。次に、農業委員についての任命ですが、町長は、推薦募集を実施し、選任議案を作成し、議会の同意を得て、平成30年9月1日以降に任命をすることになります。次に、農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会が定める区域ごとに推薦募集を実施し、農業委員会において委嘱をすることになります。この場合、農地利用最適化推進委員の推薦、募集の手続につきましては、任期満了前の農業委員会が行い、委嘱については、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が行うこととなります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） いずれにせよ、この農業委員会制度については、四万十町としては、平成30年9月1日で制度改正となる。だから、町長は、今、心づもりをしてもらわないと思い、私は質問といたしました。大体分かりましたけれども、会長に聞きたいと思

いますが、④の法改正による農業委員会の活動について、会長の思いを聞くとありますが、平成30年に新体制に変わる農業委員会ですが、会長としては、どのような思いを持っておいでなのかお聞きをいたします。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会会長林幸一君。

○農業委員会会長（林幸一君） お答えをします。

今回の改正ですが、内閣総理大臣の諮問機関であります規制改革会議の答申によって、農協改革と共に、農業委員会改革が行われました。何よりも透明性が高いと思われる公選制が廃止をされまして、農業委員会の組織の中に、農業委員と農地利用最適化推進委員を設置するという事は、現場では大変戸惑いがあるのではないかという意見も多くありまして、反対もしてきたわけですが、昨年4月に改正法が施行をされました。

県下でも、今年7月には統一選挙が行われまして、半分以上の農業委員会が新たな体制に移行をされます。我が四万十町農業委員会は、今後、町長により議会の同意を得て条例改正等の手続を行い、平成30年9月に新体制に移行をしております。

私たち農業委員会は、今までの農業委員会活動の中での経験をもとに、農業委員、そして農地利用最適化推進委員の人数、報酬等について、町長と共に、より良い体制になるように協議を重ね、その上で農業委員、農地利用最適化推進委員が十分に役割を果たせるように、しっかりと業務を分担していくことが重要だというふうに考えております。そして、何より、この大きく変わった農業委員会等に関する法律を、しっかりと町民の皆さんにお示しをし、知らせることが重要だというふうに考えております。こうした課題はたくさんありますが、平成30年9月の新たな農業委員会に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） いろいろとあったと思いますけれども、会長の思いも、なかなか一筋縄ではくくれなかつたんじゃないかと想像しますが、法的に決まったものは仕方がない。じゃ、今からここはこうやということを、一番四万十町に合ったといいますか、農業委員会にしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、町長の農業委員会に対する思いと、今後の農業委員会とのかかわりについて聞くとありますが、新体制の農業委員を任命する町長の立場として、農業委員会に対する思いと今後の農業委員会とのかかわりについて、お聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

この農業委員会の改正につきましては、平成30年9月以降に新たな任命をする委員が発生するというところでございます。私としては、確かに教育もそうですし、この農業委員会もそうですけども、首長が任命するというのが、最近、そういった流れになっておるのは、非常に自分自身で言うのも何ですけれども、ちょっと危機感を持っております。

ただ、私の場合は、先ほど農業委員会の林会長も申し上げましたように、しっかり今後、今の現行体制の中で協議をしながら、さらには新たな委員の任命については、しっかり募集、推薦、これを徹底していきたいと思います。そういった中で、やはり農業委員会の今後の新たな業務が発生をするわけでございますので、是非そういったところのしっかりした農業委員会の活動がしっかりできるような体制整備のための委員の任命はしていきたいというようには考えているところでございます。

ちょっとさかのぼりますと、農業委員会、そして農協、それから私たちの行政、本当にこのそれぞれの役割が地域農政に与える様々な分野での活動であると思います。農協にとっても、我が四万十町においては、2農協が複雑に絡みあっておりますので、せんだって、JA四万十と高知はたのそれぞれの代表を含めて会議を行いました。その中でも、1農協になる、一定参加しない農協もあるとは聞いておりますけども、そういった農協同士の協議、それに今後は農業委員会も一緒に加わって、地域農政をしっかり議論できる環境をつくっていくと。その中で、目指すべき方向、この四万十町は基本的に農業・林業立町でございまして、是非そういった今後の方向性の中で、それにしっかり尽力いただける人材を推薦していこうという考え方をしております。

ですから、この四万十町においては、人が地域を支えていますので、そういった観点からの任命をしっかり心がけてやっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） ありがとうございます。非常に大切な部分になると思うんですが、細かく言うと、100haに1人といっても、特に窪川にもありますけれども、大正と十和は特に急峻な農地が多くあります。町長の立場、また大正、十和にも今まで以上に目を向けていかなければならないと思うんですが、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり、窪川、大正、十和地区、とりわけ北幡地域の農業については、非常に狭あいな、また面積でありながら、山間部に面した本当に厳しい環境の農地が多いというのは、私も認識しておるところでございます。ただ、せんだってからずっと報道されておりますように、北幡地域における特色のある山間農業といえますか、クリとかお茶とかそういったものを含めた、農業だけではなくて、農林業を絡めた、そういう特産林産も絡めたような農業経営体というのが、非常に今継承されておりますので、そういった特色のある地域農業をしっかり支えていきたいという思いは、変わったところはありません。

ただ、窪川地域と北幡地域の農業のやり方というのは、それぞれ地域農政の中でしっかり区分をして、その方向性に向けて、それぞれの団体、我々行政と共にやっていければ、きっと将来は担い手も確保できるというようにかたく信じておりますので、そういった意味で、精いっぱい、微力でございますけれども、地域農政について、今後精いっぱいまい進していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 100haに1人という点をもう一度お聞きしたいのですが、これは議会にもかけんといかんし、あれなのですが、町長の思いですよね。農林業のいろんなことをやらないかんがですが、やはり農林業の町やということは基本にあると思いますので、100haに1人、そこはどうなんでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

議員ご指摘の100haに1人というのは、私の理解しておるところ、農地利用の最適化の推進委員ということでございまして、農業委員会本体の委員としては19人ということになっております。ですから、この農地利用最適化推進委員については、農業委員会のほうから選任をするということになっておりますので、私の選任するのは19人の農業委員ということになろうかと思っております。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） とにかく広い四万十町ですので、できるだけ農業委員さんも減らさんような考えでおっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2の遊休農地についてですが、遊休農地の調査状況について聞くとありますけれども、農業委員会の重要な業務に遊休農地の発生防止と解消がありますが、平成28年度の遊休農地の状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会会長林幸一君。

○農業委員会会長（林幸一君） お答えをさせていただきます。

現在の四万十町の農地面積約3,200haで、農地利用状況調査の中で、遊休農地と確認した面積が、農地面積のおおむね約4%、約128haでございます。その128haのうち、再生利用が可能とみられる荒廃農地面積が約1.5ha、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地、いわゆる原野及び山林化した荒廃農地が約126.5haでございます。再生可能と考えられる農地につきましても、山際に点在し、獣害がある農地や農機具等が通る農道がないなど、所有者も維持していくことが非常に困難で、まして借り手はいないというのが現状でございます。数年経過すれば、山林、原野化してしまうというふうにも考えております。本当に有効な手だてがないというのが、現状でございます。

今後は、特に原野化、山林化した農地の非農地判断というのを円滑に行い、守るべき農地、生かすべき農地という部分を明確にしていくということが、大変重要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 128haについては、なかなか難しいということですが、思い切って山林、原野にして、守るべき農地の範囲の明確化を図ることが重要と考えていますということですから、だから、農業委員会が、調査を含めて必要じゃないかなと、町長、思うわけですが、そういったためにも、100haに1人は最低でも置いていただくようお願いしたいわけですが、大正、十和地域、なかなか大変な要素があると思うんですが、その点についてもお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会会長林幸一君。

○農業委員会会長（林幸一君） 正に、今、守ろうとしても守れないという現状もありまして、今、集落の中でも、中山間直接支払等で守るべくエリアというのを、集落の中でもある程度明確化ができてきているんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味で、私たち農業委員会、そして集落ともそういう話し合いも持ちながら、そのエリアをしっかりとっていくことというのが、一番重要なことだというふうに思っております。

し、ただ、この非農地証明を農業委員会としても出すことはすぐできるわけですが、ただ、農家にとってのメリットという部分を考えたときに、現状では、税金というのは現況主義でございますから、わざわざ山林に変えなくても税金は変わらないということで、農家にとってメリットがないということで、なかなか農家が地目変更をしてくれないという部分も、現実にはあるわけです。そういう部分を、今からどういうふうにして地目を変え、農家台帳から外し、農地から外していくかというのが、一番大きな課題じゃないかなというふうに、現実的には考えております。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 今からいろんなやり方によってやっていかなきゃならないと思うんですが、ここではよろしくお願ひしますとしか言いようがないんですが、ほんまにそういうことでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは、二番目の農業振興についてお伺ひをしたいと思ひます。

二点目の農業振興です。まず、お断りをしておきたいと思ひますが、私、病気を機に、工場長はおりました。JA高知はたの農協で、工場で長くやっていたものですから、窪川、大正旧第1工場の管轄、全部JA高知はた農協でやるようになっております。生産者も高齢者が増えている中で、作業受託をやっておりますけれども、お茶は昔からいろんな効果もあり、特に日本人はお茶から目が離せません。最盛期には、うちの工場でも1億円を超した年が、たしか2年あったと、以前に思うんですが、社会の流れとか様々な要因により、現在、大分落ちておりますけれども、中山間、農地を守るには、いろんな方法もあろうと思うんですが、お茶もその一つだと思ひています。

お茶は永年作物で、イノシシとか鹿にはほとんどやられません。そういった農地を守る点からも、有利な永年作物だと思ひますが、その部分を、執行部はしっかりと考えてほしいと思ひます。

それでは質問に入りたいと思ひますけれども、まず初めに、お茶の生産量と生産者数についてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） お答えします。

高知はた農業協同組合十和支所の茶工場の状況でご説明させていただきたいと思ひます。

十和地域には、以前、二つ茶工場があったわけですが、作業の効率化とか経費の節減、

そういうことで、平成25年度末までに機械の移転整備などを行いまして、現在は1か所の茶工場で行っております。平成26年度からは、四万十農業協同組合の生産者の分も受入れまして、荒茶の製造を行っております。本年度の取扱いですが、十和地域が132戸、大正地域が18戸、窪川地域が12戸の合計で162戸、約51 tの生葉を受入れまして、荒茶の製造を行っております。平成26年度の取扱いですが、一応169戸となっていましたので、3年間で7戸は減っているというような状況になっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 162戸で51 tの生葉の受入れで、荒茶の製造を行ったということです。まだこんなにあるということですがけれども、次の質問の今後の対策について聞くとありますけれども、町長も十和地域にはこういうお茶もあったのかと。ご存じでしょうかけれども、あったのかというようなことじゃないかと、勝手に想像をしておりますけれども、今後の対策についてお聞きをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） それでは、ちょっと一次産業の全般的なところから触れていきたいと思うのですが、過疎化とか高齢化によりまして、後継者が懸念される時期となっております。中山間地域であります十和地域では、先ほど議員さんもおっしゃりましたように、お茶、クリ、ユズといった永年作物、期間作物ですが、それと、シイタケとか木炭などの特用林産、そういったものに、露地栽培のシシトウ、ナバナといった園芸作物または薬草などの栽培を中心とした複合経営的な農業が主流で、経営を行っております。

今後の対策ですが、現在、農協の方で平成23年からですが、国の茶改植等支援事業、そういうものを取り入れまして、台切りや改植に取り組んでいるところです。本年度までに、53戸の3町6反の園地の台切りなどが完了しております。台切りをした場合ですけど、実際、単収平均180kgの生産量がとれるわけですが、一応生産者にお聞きしますと、もとに戻るには、やっぱり3年程度かかると聞いていますが、やはりお茶の振興策には必要な対策ですので、継続して実施していきたいと思っております。それと、29年度ですが、一応8戸の4反の農家を実施する予定で、現在進めております。

それと、平成26年度からですが、茶の整枝機械、そういうものを利用しまして、作業受託も実施しております。本年度の利用状況ですが、23戸の3町8反となっております、

そのうち15戸の2町2反が受託して実施したということになっています。希望者のほうも年々増加している状況となっております。そうしたことから、先に申しました中山間地域の営農また複合経営の重要な作物ですので、お茶の振興策として台切りとか改植の実施はもちろんのこと、作業受託の充実なども進めていく必要があると思っております。

幸いに、高知はた農協管内で、はた地域の労働力確保対策協議会、まだ仮称なのですが、その設立に向けまして、農協が中心となりまして、高知県農業改良普及所、また市町村の課長等で協議を進めていくことになっております。その中でも、当地に合った労働力の確保対策の取組とか、作業受託者が色々な品目を絡めて作業を受託することで、一定の収入が確保できる。そういう仕組みも検討しながら、園地の荒廃防止や農家所得の向上につなげていくような手だてになるような策を講じていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 今、担当から聞きましたけれども、確かにそういういろんなはたからの事業も必要ですが、高齢化社会で、どんどん生産者も減っているなかですが、町長のお茶の取組について聞くと三点目にありますけれども、どうでしょう、町長。お伺いをします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

先ほど議員のほうからもご指摘がありました。ちょうど私がこの任に当たったときに、窪川地域の農業とも一定関係がございましたので、一定把握をしておりましたのは、特に北幡地域の農業については勉強不足でございましたので、まず、お茶とクリ、そしてシイタケ、こういったものをちょっと現場を見たいと思ひまして、お伺いしたところがあります。ちょうどそのときに、工場長ということで、現場で井崎のお茶工場だったと思いますが、お会いさせていただきました。その後、だんだんに、この任に当たって、年を重ねるごとに、北幡地域の農業と、先ほど申し上げましたように、窪川地区の農業は違うと。区分をしてやらなきゃならんだろうというふうに思ひました。

結果として、おちゃくりcafeが、道の駅とおわに隣接されてできましたし、今、本当にペーストの工場、さらにはだんだんにステップアップいきますか、加工販売につながるような施策が展開をしてきたことは、本当にうれしく思ひますし、ただ、お茶の場合、たし

かJA四万十、当時、窪川農協でしたが、先ほど担当局長が申しあげましたように、12戸の生産農家があります。ですから、窪川地域の茶工場の改修という話も出ておりました。ちょうど私が現場におったときに出ておりましたが、その後、今、十和地域への持込みということで、町内の中で、そういった連携もできておるといのは、非常にうれしく思います。

やはり年間所得を確保するということが最前提でございますけれども、地域の特色を生かした、また先人たちがしっかり地域営農として育てられましたお茶とクリ、そしてシイタケについては、年間の総売上といいますか、そう生産額の一定の確保をするような作物だというふうに十分認識しておりますので、今後、加工販売でお茶なんかも伸びていくほうが最善だろうと考えておりますので、今後、生産から販売まで、そういったことを一つの場で議論できるような農業関係団体との協議も進めながら、行政としてのやるべき施策をしっかり工夫もして推進していきたいと考えております。

十和地域、大正地域にあったお茶、クリ、シイタケについては、本当に地域の魅力度のアップに非常に貢献をしてもらっておりますので、そういった観点からのご支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（酒井祥成君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 町長からお言葉をいただきましたけれども、幕末維新博とか谷干城も大いにやらにゃあいかんと思います。しかし、この広い四万十町で、隅っこいや隅っこながですが、何とか生活をしている複合経営ですけれども、忘れては困ります。そこらあたりで、もっともっとしばしば目を向けてもらいたいと思います。

先ほど答弁以外でもっと突っ込んだほうがと思いますけれども、どうでしょうか。最後に町長に伺いたいと思いますが、町長も忙しいことは分かりますが、しかし、この四万十町を生かすには、お茶だけではありません。複合経営でないと、大正、十和、窪川も一部そうですけれども、特に生きてはいけません。課題解消に取り組むとは言っても、山ほどあります。何かをきっかけにしないと、前に進みませんが、お茶も、私はその一つだろうと思っています。町長の強い考え方を聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長にお伺いをします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 強い意思をということでございますので、期待に応えられるかどうかは知れませんが、私として、やはりお茶ということで限定してのご質問でございます

けれども、先ほど言うたように、津野町においても、お茶による加工販売が進んでおります。ですから、お茶というのは一つの有利な作物でございますが、ただ、様々な機会で申し上げることを申し上げますと、ここで食べる農業を若い人にやってもらいたい。もう一つ言えば、この窪川、大正、十和、それぞれあるんですが、四万十町内で一番就農しやすいのは、私は農業だと思っています。度々若者からも相談がありますがけれども、例えば窪川について言えば、何件かご案内しましたが、ショウガの栽培。こういったもののお勧めをしておりますし、ただ、今まで本当に高齢化が進んでおりますので、非常に今後厳しい課題があると思いますが、何と云っても、新規就農なり、一定若い方がしっかり食べていける農業をしっかり模索して、定住策としての農業を推進していかないと、なかなか残っていかないというふうに、自分自身は思います。

ですから、その組み合わせを、お茶と様々な地域の農業との組み合わせにより、お茶のしっかりした収益性の高い作物への確立といたしますか、そういったものについては、精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

今後、地域へのなかなか足の踏み込みが弱いときもありますけれども、それは、各農協のそれぞれの担当者またはJAの会長を始め役員の皆さん方との様々な懇談によって、その状況を把握していきたいと思っておりますので、是非議員においても、随時で結構でございますので、様々な意見、ご提案もいただければと思います。

この四万十町は、農業、林業、そういった特用林産も含めた、本当にそれで発展してきたまちでございますので、ここは中心に据えて、農政を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒井祥成君） これで5番岡峯久雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番古谷幹夫君の一般質問を許可します。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、本題に入る前でございますけれども、去る2月23日に、日本穀物検定協会が2016年産米の食味ランキングを発表したことはご承知のとおりでございますが、これによりますと、JA四万十管内を中心とする高知県西部のにこまるという品種が、食味が最も良いとされ、トップクラスの良食味米としてお墨つきの特Aという位置づけを獲得したわけでございます。この特Aを獲得したのは、高知県では始めて以来の快挙でもありまして、私もこの地域のにこまるをともに普及したことに、若干かかわりを持った1人としても、大変うれしく思いましたと同時に、またサンプルを提供されたところが、JA四万十のほうからということもお聞きしておりまして、これに関係する関係者の皆様にも、心よりのお喜びを申し上げたいというように思います。

ということで、本題に移らせていただきたいと思っております。

今回、私の一般質問につきましては、財政に関する耳なれない言葉ですけれども、新地方公会計への対応についての項目と、それから農業振興につきましては、今正に新たに始まろうとしております収入保険制度への対応についての項目となっておりますので、まず新地方公会計への対応について、順次お伺いをしたいというように思います。

私自身が、財政に関しましてはまだまだ勉強不足といえますか、もっと端的に言えば素人でございますので、質問内容になるかどうか不安な点もありますけれども、そういった点を踏まえた上での答弁をいただければ幸いというように思っております。

現在、地方公会計につきましては、現金主義会計による予算、決算を行っているわけでございますけれども、現金主義会計、すなわち単式簿記では見えにくいコストとかストックを把握して、作って見せる公会計から活用する公会計へと転換が求められておるやに聞き及んでおりますけれども、そこで、まず一番目の質問になるわけですが、そもそもこの新地方公会計制度への導入目的について、その背景も含めてお伺いしたいというように思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

この新地方公会計制度の導入につきましては、総務省より平成27年1月付で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において作成するように要請があったところ

でございます。

その導入の目的ですけれども、議員おっしゃられましたように、現金主義、単式簿記によるこれまでの地方自治体の会計制度に、発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことによりまして、資産、負債のストック情報や現金主義の会計では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等を分かりやすく開示すると共に、資産、負債の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものでございます。

現在の財務書類の作成につきましては、本町もそうでありますけれども、多くの自治体が、既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改定モデルというモデルによって、それを採用しておりまして、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができないことや、公共施設等のマネージメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないといった課題から、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提として財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたものでございます。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

専門的な会計の言葉も出てきまして、すっとは、言葉を覚えることすら、ちょっと理解し難いところもありますけれども、私も農業関係では一応青色申告の相談事にもかかわってきた経験もありまして、単式簿記、複式簿記の違い程度については、一定理解をしておりますが、特に今、課長のご答弁の中で、その背景の中で、特に固定資産台帳という位置づけが非常に重要視されておるといふことと、複式簿記の導入ですね。これが狙いということ、答弁をいただいたわけですが、複式簿記を前提に財務書類を整備するということ、全国でも多くのところが、平成27年から29年度までに、この財務書類については整備するということ、調査に応じておるといふことで聞いておりまして、本町もこの平成29年度までに、財務書類等の整備については対応をするということ、答えておられますけれども、この財務書類そのものは、いわゆる一般会計という財務諸表に相当するものかなということ、理解をするわけですが、従来現金主義だけの歳入歳出と違って、一般企業の決算といいますか、そういった会計と比較できること。そういった狙いもあるやに聞いておりますし、また、課長が答弁されましたけれども、それを中長期的な立場に立って、財政運営を計画的に行っていくためのものとなるものということ、理解をさせていただきましたが、その二番の次の質問項目とも関連しますけれども、平成

29年度までにとり財務書類の作成するということでは、もうすぐ平成29年度ですんで、この3月末ということが基準になろうかと思いますが、これへ向けての整備状況についてお伺いをしたいというように思います。統一的な基準による財務書類等の整備状況について、今の進捗具合が予定どおり進んでおるのであるというように理解しますが、なお直近の状況、そして見通しのところのそれが、どの時点ぐらいで一般に情報公開というか、公表されることになるのか等についても、併せて触れていただけたらというように思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

本町では、財務諸表につきましては、平成21年から25年決算につきましては、先ほども申し上げましたように、総務省方式改定モデルというもので作成をしておりました。平成27年1月に新基準が示されてからは、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成といった統一基準での作成に向けまして、平成27年度に委託業者の選定のプロポーザルを実施し、業者を決定したところでございます。

そして、現在、固定資産台帳の整備並びに平成26年度、それから平成27年度の決算分について、統一的な基準による財務書類の整備を、今年度末まで、3月末までに完成する予定で、業務を進めておるところでございます。完成いたしましたら、それをチェックといいますか、財政で提出しておる書類等々と確認をいたしまして、来年度早々に、なるべく早い段階で公表もできるようにということで、現在、準備を進めておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） はい、分かりました。私の理解が、ちょっと課長の答弁に追いついていない場面もあるかと思いますが、平成27年度からこの業務については委託業務として対応されておるということで理解をいたしましたし、また平成29年度予算の中の一般管理費の委託料に、公会計財務書類作成業務委託料210万6,000円も計上されておることを見せていただいておりますので、平成29年度についても、この委託業務を継続していくという理解をするわけですが、この点について、今の時点で、この委託業務がずっと続けていかれる計画なのかどうかについて、一点お伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 現在、平成28年度に委託しておりま

すのは、先ほども申しましたとおり、平成26年度、27年度決算分についての財務書類の作成等々の業務ということでございまして、平成28年度決算、そして平成29年度決算が出てまいりますたびに、見直しも行いまして、財務書類、様々な財務諸表を作成するといった業務が出てまいりますので、今のところ、引き続き業者に委託をしまいるという考え方でおります。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 承知をいたしました。ただ、これは将来にやっぱりずっと継続していく業務であるということと、この通達の中にも、将来的には複式簿記の導入ということも、到達点としては見ておかないかということをお考えするときに、職員の人材教育の一環として、内部で担当者を育成していくということも大事やというふうを考えるわけですが、この点についての、現時点で町長の見解を一言お聞きしたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今現在でお答えする分だとどまると思いますが、先ほど担当課長が申しあげましたように、一定今後の様々な財政運営、そして固定資産の管理、修繕等々を見越したときには、必要な制度だと思っております。ただ、今後、そういった人材の育成の面からは、確かにご指摘のとおり必要だと思っておりますので、それが見えなくては、全く専門的に分析できませんので、その必要性は十分認識しておりますので、そういった方向で、今後、所管課なり庁内体制の中で、複式簿記が読めるような環境をつくっていきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 是非、人材教育というのは、職員内部においても重要やというように思いますので、能力を高めていくということでの視点も持ってほしいというように思います。

一般質問の通告書と順序がずんずん変わっていておりますけれども、三番と四番の固定資産台帳の整備状況また複式簿記の導入の状況につきましては、冒頭のところで答弁いただきまして、理解をさせていただきましたので、これに関連して、三番に括弧書きで公企業会計ということ、言葉を上げておりますけれども、初歩的な質問でございますけれども、我が町における公企業会計といった場合に、どの事業会計を指すのかということについて、最初にお伺いします。

○議長（酒井祥成君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

公営企業法の適用ということになれば、上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、三つの事業が、四万十町が行っております。この中で、地方公営企業法が全部適用されている会計となれば、水道事業特別会計ということになります。全適用でございますので、複式簿記ということで、固定資産台帳も整備されているということになります。

その他の簡易水道事業、下水道事業については、地方公営企業法の企業になりますが、公営企業法自体が適用されていないということで、会計自体は一般会計と同じ単式簿記ということで取り扱っております。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 承知をいたしました。ただ、若干私の理解不足かも知れませんが、会計の基準のところとは別個に、上水道と簡易水道の事業統合というようなことも検討を進められておるやに聞きますので、その状況について、いま一つお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 議員おっしゃるとおり、上水道事業と簡易水道事業、統合予定としております。これは、簡易水道事業の補助事業の規定で、補助要綱で、統合が前提ということで要綱がありましたので、統合計画を出しておいて、承認されておりました、統合予定とされております。

それで、簡易水道自体が、今現在、固定資産台帳を整備されておられませんので、統合へ向けて、今、整備をしております。整備状況でございますが、平成26年度までの簡易水道の固定資産台帳は整備しております。台帳自体が、管路自体がダブっておるところとかがございますので、そこら辺の平成26年度までの台帳整備ということの見直しをやっておるところでございます。まだ、平成27年度以降、まだ建設改良をしておりますので、それは順次、年度終了また事業終了の時点で、固定資産台帳の整備をしていかなければならないと考えておるところでございます。

また、統合予定が、今ずっと建設改良の国庫補助事業の関係で、いつ終了するというのがちょっと見通しが立っておりませんが、一番遅くても平成32年度までには終了ということになりますので、それに向けて、固定資産台帳の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 了解をいたしました。平成32年が最初の目途というようなことで進められておるといふことでございます。

特に、私がこの点に触れますのは、課長も答弁いただきましたけれども、簡易水道事業の中におけるいろいろな固定資産を当然伴いますので、固定資産台帳を整備することによって、減価償却費が把握されてくると。そして、その事業収支というのは、整えていかないかんということを考えてときに、これが一定水道料の値上げにつながることは懸念されるわけでございますけれども、その辺の見通し、平成32年のところがありますので、まだまだとつと先のことになりますけれども、基本的な考え方について、現時点で答えていただける内容であれば、お答えをもらいたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

統合になれば、複式簿記ということで、議員おっしゃったように、減価償却という費用が出てきます。これは、現金支出はございません。固定資産があります。それを耐用年数で割って、毎年、割った数が減価償却費ということで、現金支出のない費用として出てきます。どうしても複式簿記をやる以上は、そういう費用を計上しなければなりません。そこが損益のほうへ出てきますので、費用を賄え切れなければ赤字という経営になりますので、累積で赤字が出るという経営はなかなか難しいですので、その分をカバーしなければなりません。ということは、イコール料金収入、それから一般会計繰入れ等がございますが、それをカバーする収入が必要に、今後なろうかと思っております。

減価償却費が出てきますので、それをもとに収支計画を今立てているところでございます。一般会計の繰入れも、やっぱり基準内、基準外がございますが、そこをどれのところで折り合いをつけるか。それから、どうしても料金収入の値上げということも、今後出てきますので、その収支計画を今立てているところでございます。

最終的には、どうしても一般会計の値上げというところは、ある程度出てころうかと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） やむない部分というの、当然起こり得るということは想定をし

ておかないかんというように思いますけれども、できるだけやっぱり水道はひねったら、ずっとその営にあずかれるという依存が誰にもありますので、非常に身近なことでございますので、是非早目からの情報提供もいただいて、大いに議論もしながら、最終、落ちつきどころを探っていっていただきますようお願いをしたいと思います。

ちょっと時間がない中で、それるかも分かりませんが、高橋課長には今期で定年退職されるというように聞いておまして、これまでの労をねぎらわさせていただきたいと同時に、長年の勤務で培われました豊富な知識と経験を、十二分に部下職員に引き継いでいただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいというように思います。

次の質問については、冒頭触れましたように、今議論をされております、国会に提出されて、今国会中には承認をされるであろうというようなことのございますけれども、農業経営の新たな安全網として力点を置いている収入保険制度についてでございます。

前段でかなり端的な項目を構えておりますので、それについては、まずお伺いをしたいと思います。3月15日まで、あしたまでが確定申告の期限でございますけれども、まず第1の所得税の確定申告につきまして、平成27年所得の直近のということで結構でございますけれども、確定申告対象者数、そしてそのうちの農業者数について教えていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） お答えをしたいと思います。

通告書には、平成27年度対象者数とありますけれども、27年度収入の直近の28年度の対象者数ということでお答えをしたいと思います。

確定申告者数3,308人、うち農業者ですけれども、税務課のほうでは農業収入がある人ということで、1,098人というふうになっております。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） この点については、総農家数が、たしかセンサスで1,935戸、そして販売農家数でいきますと1,470戸という数字が上がっておりますけれども、捉え方が収入のある、当然確定申告、納税の対象となる可能性の人ということで、1,098人ということでお答えをいただきました。

これは、また後のほうに関連をしてきますので、次の青色申告の項目のほうに移りたいと思っておりますが、実は一昨年議員研修、高知で行われた研修ですけれども、その研修で、講

師の方が、冒頭に英語の慣用句でイン・ザ・ノウ、知っているつもりという日本語に訳されるようですけれども、それが非常に記憶に残っておりまして、これに関しての私自身の自戒の念も込めての2番の質問ですけれども、青色申告というのは、結構言葉ではよく聞く言葉ですけれども、その内容について、メリットを中心にまずお聞きしたいのと、それから以下通告書にありますように、平成27年度所得の本町の青色申告者数、そしてそのうちの農業者数、そしてまた確か369人の認定農業者がセンサスであったと思いますが、その中での青色申告をやっておられる方、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 青色申告制度についてお答えをしたいと思います。

議員も既にご承知のとおりというふうに思っておりますけれども、青色申告ですけれども、これは日々の取引を所定の方法により記帳をしまして、その帳簿に基づいて正しい申告をすることによりまして、税金の面で有利な特典を受けることができる制度であります。

メリットということでございますけれども、五つのメリットがありますけれども、主なものですけれども、一つ目に青色申告特別控除があります。不動産所得や事業所得を生ずるべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則、一般的には複式簿記と言いますけれども、これにより記帳している方については、一定の要件のもとにおいて、最高65万円の課税所得から差し引くことができます。また、簡易な帳簿による起債、簡易簿記と言いますけれども、これにあっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

二つ目ですけれども、青色申告事業専従者給与を、必要経費に算入することができます。これは、青色申告されている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や、15歳以上の親族で、その事業に専従している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして、適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

三つ目ですけれども、純損失の繰越しと繰戻しについてですけれども、青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年度以降3年間にわたって順次各年度所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに加えて、その損失額を前年度分の所得に繰り戻して控除して、前年度分の所得税の還付を受けることができます。

それで、あと30万円未満の減価償却資産は一括経費に、それからまた自宅をオフィスにすると、家賃や電気代の一部も経費として課税所得から差し引くことができるようになっていきます。

以上が税金の面でのメリットということでございます。

○議長（酒井祥成君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 抜かっておりました。

平成28年度ですけれども、本町の青色申告者数ですけれども、664人、うち農業収入がある方ですけれども、311人というふうになっております。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 最後の質問の青色申告者の中で、認定農業者の人数はという点でございますが、平成29年2月末現在の認定農業者数は202人となっておりますが、認定農業者の審査書類のほうには、申告形態を記入する項目がございませんので、青色申告者が何人であるかという正確な把握ができておりません。ただし、要件的に細やかな経営分析等が必要なことから、大半の方が青色申告者でないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） これは、農業収入のほうで再度ここにも触れたいと思いますけれども、永尾課長におかれましても、今年度で定年退職されるということで、これまでの勤続にご苦労さまでしたということ、言葉を添えさせていただきまして、本来の収入保険制度のほうの質問に移ります。

まず、収入保険制度の基本的な考え方、目的等、これについて簡潔にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えいたします。

現行の農業災害補償制度の補償対象は、自然災害による収量の減少が対象でございますが、かつ限定された品目であるため、農業経営全体をカバーはしておりません。新しいこの収入保険制度では、その補償対象が、これまでの自然災害による収量の減少に加えて、価格の下落なども含めた収入の減少、こちらのほうも対象としております。このため、農業経営者ごとの収入全体を見て、総合的に対応し得る保険制度であるというふうに言われ

ております。

なお、本事業の事業主体のほうは、農業共済組合の全国連合会が担う予定というふうになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） お答えをいただきましたけれども、従来の農業災害法に関連して、従来とは全く視点の違う収入個々の要件への収入に対して補償をするという新しい制度ということで、このことを、国のほうも非常に力点を置いて取組もされておるようでございますけれども、この点をもう少し、今の時点で内容を詳しく分かっている範囲の、掌握しておる情報の中で開示いただきたいと思っておりますけれども、特に収入保険制度の具体的な仕組み、そしてそれはなかなか言葉のところで、ケーブルテレビをご覧の農家の方もおられると思っておりますけれども、分かりにくいとは思っておりますけれども、そしたら、例をもとに、保険料積立金、補償額、そういったことも併せて、関連したことになってきますので、④の収入保険制度の具体的な仕組みと、そして⑤の保険料積立金、補償額の例示を併せて、これについてお答えをいただきたいというように思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 収入保険制度の具体的な仕組みといたしましては、まず青色申告を行っている農業者、これは個人、法人の方が対象であります。過去5年間の収入の平均を基準収入といたしまして、税の申告時に、収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の、これは最大のケースの場合は9割を補填するという仕組みとなっております。

注意すべき点は、基準収入を算定する上で、5年以上の青色申告の実施期間、こちらのほうが必要となっている点でございますが、加入者を増やすための経過措置等もございます。こちらについては、この場の説明だけでは時間の関係もあり、十分ではございませんので、また関心のある方は、改めてお問い合わせをいただけたらというふうに思いますが、保険料積立金の補償額の例示というところでございますが、分かりやすい例ということで、農業者は当然保険料積立金を納付して収入保険制度に加入をいたしますが、保険方式とそれから積立方式、こちらを任意で組み合わせることが可能というふうになっております。

補償額の例示ということですので、少し極端な例をお示ししますと、仮に基準収入が

1,000万円の農業者の方が、これは補償限度額が9割で、そしてその補填率9割、先ほど申し上げました最大枠を選択していた場合で、その申告年に農業収入がゼロ、基準収入1,000万円だった方が、申告時に農業収入がゼロであった場合は、基準収入の9割を下回った場合で、補填率が最大9割ということになりますので、1,000万円の9割の9割、いわゆる81%ということになりますので、810万円の補償額を受け取るということになります。

ただし、保険制度でありますので、当然掛金が発生いたします。この事例のケースでは、約30万円の掛金が必要となります。冒頭、保険方式と積立方式というふうに説明をさせていただきましたが、30万円のうちの約23万円が積立金ということになります。この積立金は、当然自分のお金でありますので、補填に使われない限りは、翌年に持ち越されます。その残りの7万円が、いわゆる保険料になりますので、こちらのほうは掛け捨ての保険料というふうになっておりますが、当然補償額に応じて複数の掛金のパターンが用意されるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 言葉は言った途端から消えていきますので、なかなか全体像を把握するには相当頭の切れる方、記憶力のええ方じゃないと理解しかねますけれども、ただ、この制度につきましては、課長のほうから答弁もありましたように、引き受け団体といえますか、それは今の農済の全国組織といったものを、組織でそこが担っていくということで検討されておるようでございますし、また周知の部分とも関連しますけれども、これはいつの広報か、2月末の広報やったかも分かりませんが、農済のほうから収入保険制度または農業共済制度に加入しようというチラシが一定配布されましたので、中をご覧いただいた方は、一定今の課長の答弁によって、より理解も深まったのではないかなというように思いますが、ただ、やっぱり対象者は青色申告を行っている農業者。ここでないといかんというところが、見方によれば一つのハードルになるわけでございますけれども、現在、前段、永尾課長から回答をいただきました農業青色申告者の方は311人と、当町では。それから、これで1,493の農業経営体数という数字で、単純に率を出しますと20数%になるということで、割合的には、現時点のところだけで捉えますと、ごく4分の1弱の方が現時点では対象であると。ただ、経過措置的に青色申告を申請というのは、毎年その年の3月15日を資料提出の期限の中で募集をされていくということで考えれ

ば、増えていくということは、当然理解できるわけですが、この非常に少ない現時点での農業者における青色申告に取り組まれておる状況は、当町においても4人に1人ぐらいの低い数字であるということ。

また、これを全国のところで見ますと、全国の農業者の中で、ちょっと調べてみますと、青色申告をされておる方は約43万人ということと言われておるようでございまして、若干比較する時期が違いますけれども、国の農業経営体数全体は約137万ということですので、この割合でいきますと約30%ということで、大体似たような25%から30%の、現時点の農業経営者の方が青色申告をされておると。その方が、当面の対象になるということで、これは、一つには、見方としては、ちょっと国のほうが強力に進めておる制度としては、まだまだ周知の点も含めて、これからということが伺えるかなというふうに思うわけですが、この点に関連するわけですが、この条件があつて、この条件を満たした人、特に初年度については経過措置ということで、前年の所得を青色申告をしておれば、そこも一定の補償割合というのは、その計算式によって一定出てくるというように理解するわけですが、対象になるということではございまして、この加入、保険金の支払等のスケジュールについてご回答いただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 加入、支払等のスケジュールについてでございますが、この収入保険制度への最短の加入スケジュールとしましては、現在青色申告を行っている農業者は当然のこと、または本年3月15日、これは明日になりますが、までに青色申告の承認申請書を提出された農業者でございます。そして、その場合は平成29年分の確定申告が青色申告になりますので、その方が対象となるわけですが、この場合は平成30年の秋ごろから、加入申請の受付が開始されまして、その後、平成31年中の農業収入が、この収入保険制度の収入の算定対象になりますので、平成32年に平成31年分の確定申告を行うわけですが、その申告の収入の結果に応じ、保険金等の支払額が決定されるということで、そちらが最短のスケジュールというふうになります。

従いまして、新たに来年から青色申告の承認申請書を提出して、平成30年分から青色申告に移行される場合は、開始のほうは平成33年の確定申告、いわゆる平成32年分の農業収入の申告になりますので、申告の切りかえ時期によって、1年ずつ後ろにずれていくというようなイメージでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） これが、今、国のほうに法案が付託されておると。これが恐らく予定どおり承認されて、恐らく災害補償法が通っていくであろうという前提で考えたときに、最短の加入ができるスケジュールということで考えた場合には、新たな人がそれに対応したことにしておく必要があるとしたら、この加入申請は秋に行うということで想定をされておるようでございますので、平成29年度の所得を青色申告の申請を出しておかないと、1年おくれた加入になってしまうということで、これについては、収入保険制度に関しての話題が、新聞等、特に私は農業新聞なり高知新聞ですけれども、等に大きい論説なり大きい見出しで出始めたのは、私が知らんだけかも分かりますけれども、去年の12月に入ってからということでございまして、ように記憶しておるわけでした、これが非常に新しい法案ができるときには、こういったばたばたで周知もしながらいかないかんというのは、理解できるわけですけれども、一言に言って周知不足の点が、先ほどの20%、30%の方を現時点では対象にすることしかできない制度であることを併せて考えたときに、周知徹底が十分にはできていないと。全くできていないとは言われませんが、ところに非常に危惧をするわけでございます。

そして、これでいきますと、明日が締め切り、平成29年度の締め切りですので、こんなこと言われませんが、私は絶対この日は忘れんがですよ。3月15日締め切りというのは。私の誕生日ですから。一般質問でそんなことは言われませんが、ちょっとそれは、議長、カットしちよってください。

そういうことで、明日1日しかないというところに、非常にこの点、危惧をしております。ただ、その点に含めて、順次、毎年一定手続を踏めば、救い上げをしていくということで、その課題を解決していくことになっておるようでございますけれども、特に私が全部言ってしまったかも分かりませんが、この質問の中での最後になってくるかも分かりませんが、その前にちょっと、簡単な補償の内容で言ったら、1,000万円の基準収入があったら、ちょっともとへ戻りますけれども、掛け捨ての掛金としては約7万円の掛金で、保険の宣伝ではないですけれども、補償が9割、最高で九九81の810万円、極端にゼロになった場合、補償がされるよと。そして、積立金は1割に対しての自己負担もあるということでございますので、積み立てに相当する分が1割に該当する。それは、パーセントでは2%であるけれども、2%ではないですかね。国のほうから4分の3補填があっ

て、農家の負担としては1,000万円で22万円ぐらいの積立金への負担ということで、この点を考えると、かなり有利な点もあるというようには理解をさせていただきました。

ただ、そういうことで、我が町における周知の点。国のほうには、今、そんな私の感想を述べさせていただきましたので、我が地域の周知の点について、最後にお伺いをしたいというように思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 農家への周知の対応についてでございますが、まず、本年度の水稻の生産調整の実施計画書、こちらのほうの農業者のヒアリングにおきまして、農業共済組合四万十支所、農済と言わせていただきますが、を中心に、収入保険制度への加入PRを行いました。また、農済のほうでは、JAの各生産者部会の会議のほうに参加をいたしまして、本制度の周知を図ってきたところでもあります。加えて、農林水産課が事務局となっております集落活性化委員会の説明会等にも、開催時、機会があるごとに、農済の協力を得ながら、これまでも周知に努めてきたところでございますし、先ほど議員が申されましたように、農済から収入保険制度のパンフレットのほうも、2月には配布を行っております。

ただ、議員がおっしゃられましたように、時間的な制約もありまして、周知のほうが十分であったかと言われましたら、ちょっとそこは時間が足らなかったというところが正直な心境でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 責めいうがじゃないんですんで、やっぱりこれはある面、やむを得なかったという点も十分承知の中でございますし、また主体がどこかということも、引き受け主体ということでいけば、やはり農済、その連合体のところで賄うていくということでございますので、そこがまず初発の動きといたしますか、主導権を持って動きべきであらうかなというようには思いますけれども、ただ、農業政策として出されてきておる以上は、当町においては行政の農林水産課が、その辺の主導的な働きかけ、連携の結び付きなり、そういったことには情報網も張りめぐらしながら取り組んでいかないかんというように思いますし、今後のまだこれからの、平成29年度の方はそれはそれとして、30年の、それから次の年ということに向けて、周知をしていく取組を、是非、関係機関、特に農協なり農済なりと持ってほしいと思いますし、今、課長のほうから触れていただきたい

ろんな機会、農家の集まり事に参加する機会があるというように思いますので、そんな機会には、必ず口酸っぱくなるほど、これの情報をつなげて行ってほしいというように思います。

繰り返しになりますけれども、収入保険制度そのものについての要望は、私の記憶のところでは、随分前から何らかの形の収入を補償するような制度が望まれるという声は、よく全国段階の中でも聞こえてきたように思うわけですが、先ほどの現段階での青色申告が、一定一つの高いハードルになっておると。取り組めば、そんなに言うほど難しいことではないですけれども、青色申告制度そのものの情報をしっかりと分かりやすく、特に有利な優遇されておる、脱税ではなくて、国のほうから税務上認められた節税、特に所得控除の65万円であるとか、専従者給与を基本的に全額必要経費に算入できるとか、損失の繰戻し、利益の繰延べというようなそういった有利な制度を中心に、情報をつなげていってもらえば、青色申告をすることそのものは、農家の経営にとってもメリットになる。経営者という感覚で、自分の経営を、財産、先ほどの公会計ではないですけれども、複式簿記でいけば、貸借対照表と損益計算書、あと収支計算書が、同時に決算資料として出てきますので、そして固定資産の台帳についても、当然整備されないかんといいこととなりますので、そういった一歩進んだという表現は適切でないかも分らないですけれども、特に認定農業者の方には、今まで以上に青色申告の申請を提案してあげるべきだというように思います。

そしてまた、我が地域の特産物というのは、ご存じのようにショウガがあるわけですが、この一昨年もちろんそうですけれども、ここ何年かはショウガについては健康ブームというような需要がずっと定着、続いておるといふことの背景もあって、高値で推移をしておることは、非常に喜ばしいことやというように思っていますし、若干出てきました新規就農者にとっても、まず取り組みやすい作物で、一定収益の上がる作物として、このショウガ、日本一の産地を守るためにも、新規就農者への呼び掛けというのも、非常に大事なわけですが、大事やというように思うわけですが、私も長い間、農協の職員で、私は農協は昭和52年からでしたので、ちょうど窪川地域にショウガがどんどんどんどん広まる始まりのところから関心も持っておった経過がございまして、非常にしんどい。もうむちゃくちゃしんどい、4kgで270円近い暴落をした時代もございましたし、直近で見てみますと、3年、4年ほど前は4kgで600円台やった。そういったこともありまして、我が地域のことを考えたときには、この収入保険制度、特にショウガ栽培農家に、

背景として不安定な背景を持っておるショウガという品目を、本当に安全網、セイフティネットといいますか、そういった自らの負担も持ちながら、国の助成も受けてやっていくという点については、我が地域において一番重点で進めてやるべきは、ショウガ栽培農家、特にそれも一定ショウガに主力を置いた農家であろうというように思っております。

また、ショウガについては、比較的最近若い農家の方も、価格が安定しておることもあって、絶対数は少ないようでございますけれども、ぼちぼち増えてきておるとい背景も聞いておりますので、是非そういった初めての新規参入者がショウガに取り組む場合には、もう是非青色申告から始めましょうということで、つないでいく必要があるというように思いますし、思うわけでございます。

くどくどになりますけれども、特にJA四万十をひいきするわけではないですけれども、JA四万十のほうでは、記帳研修会ということで、青色申告をされるメンバーも含めて、今、大野見管内が若干入りよりますけれども、たしか216人の農家の方が記帳研修会に参加されて、そのうちの200人の方は青色申告でやっておられるということで聞いておりますし、農協のほうも普及所と、非常に全国に誇れるぐらいの連携のもとに、青色申告書類をベースにした経営分析まで、懇切な対応を、相談機能を担っておるといように聞いておりますので、是非今後とも農済はもちろんですけれども、このショウガ栽培農家を重点に置いて取り組みだけではないんですけれども、是非JAとも密接な連携をとっていただいて、この制度の周知徹底と、よりこの制度を利用することによって、農家の方が安定した農業経営ができる一つの不可欠な保険制度というようなところまで持っていけるような、そんな取組をお願い申し上げまして、5分も残しましたけれども、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで3番古谷幹夫君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時16分 散会

